

第百八回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第二号

昭和六十二年三月二十七日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

大鷹 淑子君

補欠選任

下稲葉耕吉君

出席者は左のとおり。

委員長

矢野俊比古君

理事

委員

大城 眞順君

北 修二君

中村 哲君

及川 順郎君

市川 正一君

伊江 朝雄君

板垣 正君

岩本 政光君

大浜 方栄君

岡田 広君

志村 愛子君

下稲葉耕吉君

高木 正明君

菅野 久光君

鈴木 和美君

井上 計君

喜屋武眞榮君

木本平八郎君

国務大臣

国務大臣

官(沖繩開発庁長

綿貫 民輔君

政府委員

説明員

事務局側

第一特別調査室

荻本 雄三君

食糧庁次長

山田 岸雄君

国土庁計画・調

星野 進保君

局長

塚越 則男君

沖繩開発庁振興

小谷 宏三君

局長

柳川 覺治君

沖繩開発政務次

官

北方対策本部審

議官

松津 好明君

防衛施設庁施設

石川 陽次君

部施設管理課長

森山 浩二君

防衛施設庁施設

部連絡調整官

山本 徹君

農林水産省農蚕

園芸局企画課長

清田 安孝君

農林水産省農蚕

園芸局農産課長

清田 勝彦君

資源エネルギー

庁石油部流通課

清川 佑二君

資源エネルギー

庁公益事業部業

務課長

務課長

本日の会議に付した案件

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(矢野俊比古君) ただいまから沖繩及び

北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

去る一月二十五日、総務庁長官であられました玉置和郎君が急逝されました。まことに哀悼痛

惜にたえません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして、御冥福をお祈り申し上げますと存じます。

どうぞ御起立を願います。黙禱を願います。

(総員起立、黙禱)

○委員長(矢野俊比古君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○委員長(矢野俊比古君) まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十六日、大鷹淑子君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○委員長(矢野俊比古君) 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。綿貫沖繩開発庁長官。

○国務大臣(綿貫民輔君) ただいま議題となりました沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本年は沖繩が本土に復帰して十五年になります。この間、政府は、沖繩における本邦の諸制度の円滑な実施を図るため、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律により、各般の特別措置を定め、沖繩における基礎条件の改善に努めてきたところであり、順次、本邦の諸制度への移行が図られ、また、本土との各方面にわたる格差は縮小されつつあります。

その一方で、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの離島から構成されているなどの地理的条件に加えて、長年にわたり米国の統治下にあったという特殊事情などから、沖繩の経済社会は、依然として厳しい状況にあり、今後も、引き続き沖繩経済の自立的発展、雇用の場の拡大を図る観点から、県内企業の育成強化と県民生活の安定等を図っていく必要があります。

このような状況にかんがみ、沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を原則として五年延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため食糧管理法に関する特例措置の規定を削除することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を申し上げます。

まず、第一は、税制関係の特例措置のうち、内国消費税に關して、沖繩県産酒類に係る酒税の軽減措置、沖繩県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置、指定施設において消費する輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減措置の期限を原則として五年延長するとともに、さらに、関税等に関し、製造用原料品に係る軽減措置、発電用石油の免税措置、消費生活物資に係る軽減措置及びいわゆる観光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に第二は、食糧管理法に関する特例措置について、本土と同様に食糧管理法を適用するため、沖繩産米穀や麦の政府買入れ規定の適用除外、集荷及び販売業者制度の適用除外、農業協同組合による沖繩産米穀の売買とこれに伴う交付金制度措置、米麦の政府売り渡し価格の特例等の規定を削除することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(矢野俊比古君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中村哲君 たいだいま担当の長官から説明がありました。結論的な部分で、沖縄は本土から遠く離れたかつ広大な海域であり、そして多くの離島から構成されているという地理的な条件のことを言われた一方で、多年にわたる米国の統治下にあったという歴史的なことを挙げておられますが、米国の統治下にあったという状況は経過的なもので、既にその時代が過ぎております。この地理的な条件の方は、これはそう簡単に変わるものではなくて、絶対的な条件というの強過ぎますけれども、そういう二つの条件を挙げて、現在の沖縄の経済が依然として厳しいと言っておられるのです。この二つの条件などについて長官の考え方はどうなのですか、そう長い言葉で御説明願わなくてもいいのですか。

○国務大臣(綿貫民輔君) 御指摘のように、日本に復帰をいたしましてから十五年になるわけでございますが、この地理的な条件という大きな本土とのギャップを埋めるために、特別措置を背景にいたしまして今日まで皆様方に御努力をいただき、いろいろの社会資本その他の整備も含めまして徐々に本土との格差は縮まってきておると思いますが、現状におきましては、やはり一人当たりの県民所得を見ましても全国平均の七四%、失業率は倍というような状況でございます。また厳しい状況にあると思うわけでございます。したがって、今回のこの特別措置を延期していただき、さらにこの格差を正に努めるようにしなければならぬということ御提案申し上げた次第でございます。

○中村哲君 今、地理的な条件と歴史的な条件について質問したのですが、今回出されている五年の特別措置法の延期というのは、地理的な部分についてはそう簡単には変わるような性質のものではないのじゃないか。今後とも地理的な条件として、沖縄が太平洋の真ん中であって、長い間独立

王国として存在して、太平洋のほかの諸島とは違っていて独自の統治をやり、文化を持ち、非常に個性のある人情を持ち、そうでありながら沖縄という島は他の太平洋の島々と違っていて、これは中国の古代史の上でも、日本を倭と言ったときに、沖縄は南倭であるというふうに取り扱ってあります。そのことが、例えばフィクションでありますけれども、馬琴が南倭としてこの日本文化の南の端という、馬琴がそういう小説を「椿説弓張月」で書いているわけですね。そういう要素がありまして、この島に対する日本政府としても特別な配慮をいろいろしなければならぬと考えるのです。

それで、その中には先ほど申しましたような地理的な条件というのは全くの海洋の中にある島でありまして、この小さな島が独立の文化を持ち、自立の社会を形成し、そして近隣の諸国に対して自主性を保ってきたということは、これは相当の能力を持った島民があつたからこそこういう個性が守られてきたのでありまして、それらのことを十分頭に入れて、日本の政治の体制との関係を考えた場合、今日、日本に復帰してありますが、やはり相当の尊重をする気持ちがありまして、離れた島であるというふうには考えられない。沖縄の特長をつかむことができないと考へます。したがって、ここに挙げられております「米国の統治下にあつた」という、これは経過的な、しかもそういうことが起こつたというのは米国の起こしたのじゃなくて、日本政府が戦前、アメリカに宣戦を布告して、その結果日本はあいつ敗戦になるわけですね。それとの関係でアメリカ、殊にマッカーサーがフィリピンからいきなり沖縄に進駐してきたのでありまして、当時私はその瞬間にはおりませんでしたが、隣の島である台湾の、私は当時台北帝国大学の教授でありまして、憲法とか政治のことをやっておりますために、これらのマッカーサーの進駐、それによる沖縄のいろいろな悲劇といえますか、こういうものについては人ごとと考えられないのであります。

当時、台湾では、台湾にマッカーサーが上陸してくるであろうということを想定しておりましたけれども、これはアメリカ側が、戦争の犠牲が台湾のような広い土地では甚大であるという計算から一挙に沖縄に駐留した。そういうことから考えますと、隣の地域におりました私も、非常に沖縄のあの悲惨な戦後の状況については、非常に人ごとと考えられないのであります。それでありますから、「米国の統治下にあつた」ということは、その理由はいろいろありますけれども、好ましいことであつたわけではありせん。ですからそのことに関連するかのうに現在基地があるということについては、これは日本政府としても非常に重い責任を感じていなければならないと思います。一刻も早くそういう基地がなくなることが望ましいわけでありまして。

したがって、方向としてはその基地の状況がかなり変わつてきているということでございます。それからいいのですけれども、しかしなお、現在、日本全体の基地の中の大部分と言つていいようなものが沖縄にある。こういうことに対して、我々は日本の政治の問題としても非常に大きな問題と考へます。これは沖縄の問題として考へるよりも、日本の政治の問題として考へるべきだと思つて、長くそんなことを申すことも適当じゃありませんけれども、しかしこのことは非常に大きいと思ひますものから、あらかじめ申し上げておきたい。

それから、先ほどの地理的な条件というのは、これは全く、地理的な条件において有利なところもないわけではないけれども、あつた島国であつたために、ある意味の戦火から免れる要素はあつたとも言える。同時にそこにアメリカの進駐があらましたものでありますから、非常に悲劇が起こつた。そういうことも関係ありますけれども、地理的な条件というのは今後は変わらぬと考へますので、日本政府としてはできる限り地理的な条件の特殊性からできるだけの積極的な政策をすべきであるというふうには考へる。

以上、そんなことを言っていますと切りがありませぬからやめます。

復帰後十五年にわたつて、特別の措置法によつて税の軽減等をやつてまいりましたけれども、その効果が現在どのぐらゐの結果をもたらしているかということについて、長官の大ざつぱな判断をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小谷宏三君) 数字でございますので、私からお答えさせていただきます。

復帰後から昭和六十年までの措置効果、減税効果その他でございます。概算ではございますが、全体で約二千八百八十五億円でございます。そのうち内国消費税及び関税だけを概算しますと、約一千五百九十九億円となつておりまして、沖縄の県民生活の安定及び企業の育成に大いに寄与しているものと考へております。

○中村哲君 予定の時間を少ししゃべつたものから、問題点だけを申し上げます。

振興開発特別措置法で「自由貿易地域」ということが出ておりますが、これは仄聞してございまして大体の状況は知つてゐるのです。これは泊の港の横の辺に設置されることによつて、それをどういうふうな積極的にやられようとしてゐるのですか。

○政府委員(小谷宏三君) 現在、沖縄県において、先生御高承のとおり、いわゆる物流中継加工型の自由貿易地域の設置を図る方向で県において計画立案中でございます。それで、場所は那覇港湾施設の一部地域約三ヘクタールでございます。

これは泊のあたりと申してもよろしゅうございまして、むしろ空港のあたりと観念した方が実態に沿うようなところでございまして。

ところが、その予定されております用地がアメリカ軍に提供してあります施設・区域内にございまして、昨年七月、沖縄県がその用地に係る共同使用のための承認申請書を那覇防衛施設局に提出したところでございまして。現在、アメリカ側と協議中でございます。

沖縄開発庁といたしましては、県、県民の方々

はその実現に大変御熱心でございますので、県から計画が上がつてくるのを待つておりました。その計画の内容を拝見の上、沖縄県及び関係省庁とも十分協議した上でその実現を図る方向で検討を進めたいと存じております。

○中村哲君 一言だけなのですが、現地の人々もつと南方、周辺のところとの貿易について多少独自の考え方をしている。それと政府の考えていることと同じかどうか。そのところはよく現地の人の御意見を聞いていただきたいと思ひます。

それから、さっきの軍事基地のことは先ほど申しましたが、それ以上申すのもと思ひますけれども、とにかく、日本にある米軍基地の七五%が沖縄にあるということ。このことは非常な負担になっているわけであるし、またそれが沖縄の人に対しては非常に不安な原因になっている。米ソが対立しているときでありますから、それから、沖縄というところは今次のいうか、第二次大戦のときにいきなり沖縄に米軍が駐留してきたのですけれども、明治維新のときも下田に入る前にはいきなり沖縄に入っているのです。これは戦略的な地位として沖縄が考えられるという性質を持っておりますものだけに、よほど日本がこの島を平和な状況にして、そして、軍事基地なんかがあるためにそれに対して爆撃が行われるというようなことがないようにしないと、島民が一回だけでなく、皆がそれを恐れているのに同じような運命になるということを繰り返すようなことだけはこれは日本としてすべきことではなくて、ただ沖縄だけの問題ではない、これは日本全体の問題だと思ひますので、それをただ一言申しただけです。

それから、砂糖消費税については、これまで消費税というけれども、これは便宜上こういう言葉を大平内閣のときに使っているのじゃないかと思ひますので、まさに今日問題となっている売上税に關連する概念だと思ひます。このことについてはいろいろ關連がありますので、今、デリケートでありますだけに短い時間では申せません。

こういう中心の産業となつてゐるものはほかにもいろいろものがあると思ひます。それだけ。

○政府委員(小谷宏三君) 現実に現在沖縄の産業で中心となつておられますのは、何と申しても観光産業であると思ひます。それから農業につきましても、ただいま先生がおっしゃいましたサトウキビの生産が農業生産の中の主なるものである。また、最近では畜産、花卉栽培なども徐々に盛んになりつつございます。

○中村哲君 それから、沖縄は島内の交通事情が、サンゴ礁でありますために地下鉄なんかも掘れない。現在は南北にわたるハイウェイをつくつておられると思うのですが、これはどこまでできているのですか。どこまでできる予定なのですか。

○政府委員(塚越則男君) お答え申し上げます。先生御指摘の点は沖縄自動車道の問題である。かと思ひますけれども、沖縄自動車道につきましてもは沖縄振興開発計画、あるいは第三次全国総合開発計画においても必要性が強調されておりました。既にその一部、名護市から石川市までの間二十六キロメートルが昭和五十五年五月に一般有料道路として供用開始されております。さらに石川市から那覇市の間の三十一・五キロメートルの延伸につきましても現在工事をいたしております。日本道路公団において工事をいたしております。道路が、この自動車道は沖縄における交通網の形成上極めて重要な意義を有するばかりではございませんで、六十二年に開催されます国民体育大会に關連する主要な道路ということでございまして、今後とも関係各位の協力のもとにこの事業が促進されるように努めてまいりたいと思つております。大国民体育大会までに供用できるといふように聞いております。

○中村哲君 南方でありますし、雨が相当ある中で、この点が隣の大部分が砂漠になつてゐるような中国の実情とはかなり違ふと思ふ。雨が多過ぎはいいですけれども、雨の關係で、森林地帯の

緑地帯というものが一遍伐採されると回復しないといふようなことがありまして、沖縄としてはいろいろな意味での今までの自然の調和がとれなくなる。ですから、そういう調和を書きないような形で開発されることを望みたいと思ひます。

私はこれで終わります。

○菅野久光君 今回、沖縄においても食糧法を適用するということで、先ほど沖縄開発庁長官から、食糧管理法に關する特例等の措置のうち五点到いたつて特例等の規定を削除するという点で御提案がありましたので、この点に絞つて質問をいたしたいと思ひます。

質問に入る前に、いただいたこの法律案要綱のうち二十二ページ、百十一條の一行目に「農業協同組合」の「協」という字が「共」という字になつておりました。二十五ページの百十四條の終わりから二行目のところには「農業協同組合」ということで、いわゆる協力の「協」という字が書いてあるわけですが、これは何か特別な意味があるのでしょうか。その点をまず初めにお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小谷宏三君) 大変恐れ入ります。ミスプリが一つございまして、申しわけございませんで。

○菅野久光君 どちらが本当かだけはつきりしてください。お願いいたします。

○政府委員(山田岸雄君) 今の御指摘の点でございしますが、私も農業協同組合と言つた場合は、この「共」という字では一般的にはございませんで、本土におきましては「協」を使つておりますので、これはミスプリではないか、私もそのように考えます。

○菅野久光君 ミスプリではないかということですが、ではないかということであれば、ミスプリでないということもあり得るということなので、その辺もつとはつきり言つていただきたいと思ひます。

○政府委員(山田岸雄君) この点はミスプリでございませんで。

○菅野久光君 正誤表がないし、沖縄という特別な島の状況ということもありまして、沖縄県ではこの言葉を使つてゐるのかなと思ひましたが、別な方で見ますと本土で使つてゐるそういう言葉もありますので、その辺を初めに確かめたわけでございます。

沖縄における米の消費量というのはどの程度でございませうか。

○政府委員(山田岸雄君) お答えいたします。沖縄県におきましては、精米トンのいたしまして消費量でございませんで、精米トンのいたしまして大体七万二千トン程度だといふふうと思つております。

○菅野久光君 次に、沖縄県内とれる米の生産量、それはどのくらいあるのですか。

○政府委員(山田岸雄君) 沖縄県におきましては、多少生産の変動もございませんで、精米に換算いたしまして約二十万トンの生産がございませんで。

○菅野久光君 麦はどうでしょうか。

○政府委員(山田岸雄君) 麦につきましては非常に生産が少のうございまして、大体三トントンか四トントン程度でございませんで。

○菅野久光君 米の消費量に対して米の生産量は非常に少ないということですから、恐らく沖縄県の米といふのはほかの県に移出するということはないのではないかとと思ひますが、その辺はどんなことになつておりますか。

○政府委員(山田岸雄君) 今、先生が御指摘のとおり、七万二千トン程度の主食用の消費量のうち二十トンの県内産の供給がございませんで、それは全量沖縄県内で消費されておりました、あと足らない部分につきましては本土から搬入してございませんで。

○菅野久光君 沖縄県産の米は外の方には出ていない、全部県内消費だということですね。

それで、沖縄の稲作農業についてですが、経営の規模といふのは大体どの程度の規模の農家が多いのでしょうか。

○説明員(清田安孝君) 沖縄県におきまして水稻の

一戸当たり収穫面積の規模は、全国平均で〇・六ヘクタール程度でございますが、沖縄県は〇・八ヘクタール程度の規模でございます。

○菅野久光君 そのうち專業農家、それから一種、二種、そういったような点はどのようになつておりますでしょうか。

○説明員(清田安孝君) 専兼別の内訳を見ますと、専業農家率は全国平均で二二%でございますけれども、沖縄県では二八%ということで高くなっております。

一種、二種別に分けますと、全国では第一種が約一九%であるのに対して沖繩では三七%と高くなつてございます。

○菅野久光君　では二兼農家というのではないのですか。

○説明員(清田安孝君) 失礼をいたしました。
第二種兼業農家は全国では六九%でございますが、沖縄では三五%程度と低くなっております。

○菅野久光君　では生産コストですけれども、沖縄県の生産コストというのは全国に比してどのような状況になっておりますか。

○説明員(清田安孝君) 十アール当たりの生産コストでございしますが、沖縄県では十万五千円で全国平均の六割程度安くなつてございます。

○菅野久光君 それから、本土では減反ということとでやっておるわけですけども、沖縄は何か自主転作ということでしょうか、それは水田面積に對してどの程度の状況になっておりますか。

○説明員(山本敬君) ただいま御質問の転作でございしますが、沖縄県につきましては、沖縄の復帰に伴う特例措置法に基づきまして食糧管理法に関する特例措置が講じられていることも考慮いたしまして、転作等目標面積の配分は他県と異なりまして実施いたしておりませんで、全く農業者の御希望によりまして自主的に実施していただいている状況にございます。

六十一年度の実施状況でございますが、サトウキビ、野菜、イグサ等を中心にいたしまして五百

六十七ヘクタール実施されておりますが、これは転作率にいたしますと約四七％でございます。

○菅野久光君 これも食管法をいよいよ適用する

ということになって、本土の生産調整にかかわる減反の問題とのかかわり、これは四月一日以降どんなようなことになりますか。

○説明員(山本徹君) 先生御承知のとおり、六十二年度につきましては私も新しい転作対策でございますが、水田農業確立対策というものを実施することになったとしておりまして、昨年の暮れから実質

的な作業に入っておるわけでございます。六十二年度につきましては、これまでの経緯等にかんがみまして農業者の自主的な御希望によります自主

転作ということで実施していただいておりますわけでございますが、六十三年度以降につきましては予

約限度数量が配分される予定であること等から、この転作の取り扱いについては私ども検討いたさなければならぬわけでございますけれども、これにつきましては今後沖縄県の稲作あるいは転作

の状況等を踏まえまして、沖縄県御当局とも十分御相談の上、今後検討してまいりたいと思っております。

○菅野久光君 検討はいいのですけれども、これは北海道も同じです。結局農業で沖縄県は先ほどお聞きいたしますと専業率がかなり高いわけで

す。そういうところで例えば本土並みみたいな形でいくと、実際は耕作面積などとの関係なども含めて専業でやれなくなっていくような状況が生まれないとは限らないわけですね、やり方によって

は。そうなりますと、この北海道とか沖縄というのは特に失業率の高い地域で、その農業者の中からはまた外の方にはみ出していくということになりますとこれは地域的に大変なことになっていくわけです。そんな点で、本土並み、本土並みということとていくことが農業者にとつて本当に大変な状況になっていかなければいいがなという心配を私はせざるを得ないわけです。

今、農畜産物の自由化枠拡大の問題だとか、それから農業不要論だとか、いろいろなそういう問

題が出ている中で、本当に本土並みになっていくことが沖縄の農業にとっていいのかな、大丈夫なのかかと心配をするわけですけれども、その辺は

○説明員(山本徹君) 転作につきましては、お米の需給の均衡を図るために、六十二年度から一応

三年間に七十七万ヘクタールの転作面積、これは率にいたしまして全国の水田の約三割近くを転作するという目標で実施いたしておるわけでござい
ますけれども、これの各県別の配分につきまして

は、ただいま先生の御指摘のように、農業の担い手あるいは稲作の担い手たる地域はどうかというところであるか、あるいは稲作以外の畑作物であるところ

か園芸作物等がどういったところ、どういった地域で適しているか、あるいは将来宅地化が予想さ

れるような都市地域であるかというようなことを総合的に勘案いたしまして、生産者団体とも十分御相談しながら、各県別あるいはさらに市町村別、個人別の配分を実施いたしておる状況でございます。

いますので、そういった転作の配分作業の状況等、検討項目等も踏まえまして、私どもはこの沖縄県の取り扱いについては今後十分検討してまい

りたいと思つております。

○菅野久光君 転作等の問題について、これは自主転作、自主転作ということでやらせても、名目

的には、表はそういうふうにさせながら、実質は裏の方で強制ということが行政の場合にはよくあるわけですね。それが大変なわけです。ですから、特に私が初めにお聞きいたしましたように、生産

量が二千トン、消費量が七万二千トンというのですね。それで沖縄県でとれる米は全部沖縄で消費しているというような状況でありますから、それだけに、本土並みにこの食糧法を適用していくということとはそれなりに意味があるわけですから、それも、それが沖縄の農家の実際に耕作にまで、つくる上に大変な影響をもたらして、そのことが農家経済というものを大変な状況に追い込むようなこ

とになつては大変だというふうに私は思わざるを得ないわけです。

そんな点で、十分お話を聞きして、あるいは話し合つてという言葉はいいのですけれども、その話し合つてとか聞いてといつても、聞いたけれ

ども、しかしこうしてもらわなかったら困るという、その裏の方で強制が働く、それがちよつと困るなというふうに思うのです。ですから、これは

四月一日からこういう形になったとしても、沖縄という特殊なこの地域の事情というものは変わらないわけです。ですから、沖縄の農民の方々が十分に前と変わらないような形で営農ができる、

あるいはそれ以上将来に希望の持てるような営農ができるような配慮というものを農林水産省としては十分にひとつ配慮してもらいたいというふう

に思うのですが、その点はいかがですか。

○説明員（山本徹君）　ただいま先生の御指摘のと

おりでございまして、私どもも六十二年度から実施いたすこととしております水田農業確立対策におきましても、転作の配分について行政が画一的に上から配分するのではなくて、むしろ転作と

いうこの農政上の大きな課題がお米の需給の均衡化を図り、また均衡のとれた農業生産構造を日本の農業の中につくり上げていくという、大きなま

た前向きの課題としてこれに取り組まなければならないわけですので、行政がむしろ前に出て上からこれを進めるよりは、生産者、生産者

団体もこの転作という事業の意義をよく理解していただいて、自主的に十分納得の上で進めていただけるように、この配分、あるいは配分基準等々につきましても、生産者、生産者団体と今後十分

御相談することになっております。また、沖繩県当局等の御意見も十分お聞きいたしましたして、ただいま御指摘のように、上からこれを一方的に押しつけるという形でなくて進めてまいりたいと考えております。

○菅野久光君 私は北海道で、北と南であります。北海道も農業が大変な状況になっているものものですから、沖縄もまたそういうようなことになっ

ては大変だなという思いで申し上げておりますので、ぜひその点については十分な配慮をお願いし

ておきたいと思ひます。

米の本土との価格差は、ほぼ本土並みに縮小しているというふうになつておられますが、現状はどの程度の価格差になつておられるのでしょうか。

○政府委員(山田岸雄君) お答えいたします。

沖縄産米の生産者価格につきましては、これは現在、現行におきましては不足払い制度によりまして一応農協が一定価格で買入れ、それをまた別に農水大臣が定める価格で売るということになつておるわけでございますが、その生産者価格につきましては、昭和四十七年の復帰時におきましては本土の価格と相当の乖離がございました。沖縄の方が低かつたわけでございますが、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づきまして、沖縄県産米と品質的に類似する本土の買入れ価格にだんだんと近づけていこう、こういうふうなことで運用してまいりまして、六十一年産米におきましては、本土の買入れ価格、これは四類相当でございますけれども、玄米トン当たり三万五千八十三円、こういうことに相なつておるわけでございますが、沖縄産米もこれと同一の水準にあるところでございます。

○菅野久光君 今回沖縄での米の販売の問題も何か変わるのじゃないか、こういうことが書いてあるのです。そういう心配があるわけですが、米の販売の状況は今でも本土とは違つてゐるわけですね。そんなことで、米の流通販売について変化が生じるのではないかと思ひますが、その点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(山田岸雄君) 現在の沖縄におきまして米の販売につきましては、指定業者、それから卸販売業者、小売販売業者、こういう体系で行われておるわけでございますが、その流通体系につきましては、復帰後におきましては食糧制度の適用のもとにおきまして、現在の沖縄におきまして指定業者四社につきまして、これを食糧法に言う卸業者にさしていただき、それから現行の沖縄におきまして卸販売業者、これは三十五業者でございますが、それに食糧法におきまして小売業者に

一応なつていただく。さらに、現在沖縄におきまして小売販売業者と言われております約八千の店舗があるわけでございますが、こうした方々につきましては、食糧法でいいますところのプランチとか、小売店の支所という立場に食糧法では位置づけられておりますが、そのプランチに今後なつていただこうというふうな考えでおるわけでございます。

こうした流通体系につきましては、沖縄県それから販売業者の方々の間で従来から協議会をつくつていただまして、その流通の整備に努めていただいておつたところでございますし、県も随時協議しながら販売体制というものを整えていきたい、こう考えておるわけでございまして、食糧法適用後におきましても混乱の起こらないように円滑な移行が行われるように配慮しておるところでございます。

○菅野久光君 今回のような法改正によつて制度が変わつていくというときには、何か混乱が心配されると思ひますが、そういうことが本当にあつてはならないというふうな思ひで、特に販売業者制度をとることによつて県民生活に支障を来すというふうなことが本当にないのかどうか。沖縄のそういう混乱を起こさないようにするための米の流通、そんなことについてはどのようなことを食糧庁としては期待をしておられるのか。その辺についてはいかがですか。

○政府委員(山田岸雄君) 今回沖縄県に販売業者の許可制を導入するに当たりましては、経過措置といたしまして改正法の施行日を、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」とすることによりまして十分なる周知期間を設けることとしております。また法施行の際、現に卸または小売の業務を行つておられる方につきましては、法施行の日から六カ月間は、食糧法第八條の三第一項の許可を受けなくてもその業務を行うことができることとしております。また、沖縄県に販売業者の許可制を導入するに当た

りましては、先ほど申し上げましたように県と十分協議を進めておつたわけでございますが、沖縄県における流通の実態を踏まえた許可制の運用を行う、こういう立場で県の方からもそのような許可制に移すということについて御要請もあつたわけでございまして、県民生活に今後支障がないように十分配慮してまいりたいと思つておる次第でございます。

○菅野久光君 この特例の廃止ということになるわけで、米穀流通過程に混乱を来さないように十分配慮していただきたいと思います。

最後に、先ほどお話がありましたように、沖縄県産米はすべて県内で消費されているということとありますので、今回食糧法が適用されることによつて今度は政府がわざわざ買入れをしてやるということになるわけですね。それよりもむしろ県内で全部消費するわけですから、それよりもむしろ早く食べたいというふうな話も何か県ではあるようなことも聞いております。そういうことが行えるような措置というものを考えるべきではないかと思ひますが、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(山田岸雄君) 沖縄県産米につきましては先ほど申し上げましたように、これまで不足払い制度と申し上げましたが、通称不足払い制度でございまして、交付金制度というのが正確であらうかと思ひます。その制度によりまして、農協を中心にして生産者の価格を支持し、また、消費者に対しては一定の安定した価格で供給する、こういうシステムを一応今までもやつておりましたし、そのような制度のもとで流通量とか、また集荷したものが販売される先だとか、こういうことにつきましては既に一定のルールが決まつておるような実態でございます。

また、先生御指摘のように、沖縄県産米につきましてはできるだけ早期に食べた方が品質の劣化等もないわけでございまして、そういう点でも早期に消費されることが期待されておるわけでございます。そういう点から、できますれば国で買入れて、それで不特定多数のどこかの卸さんに売

るといふことよりは、むしろ今までの流通の実態というものができ上がつておるわけでございまして、それを尊重しながら今後二千トン程度のお米でございまして円滑に流通した方がいいのではないかと、このようにも考えられます。県ともいろいろ協議をいたしまして、食糧法でいいますところの自主流通の形態をとらしていただまして、今後もしつていただこう、このように考えて、今、県とも十分協議いたしましてその円滑な移行が図られるようにやつておるところでございます。

○伊江朝雄君 初めに御提案をいただきました沖縄復帰特別措置法の延長につきまして、大臣初め沖縄開発庁、関係省庁の皆さん方の御努力に心からの敬意を表したいと思います。

先ほど長官から提案理由の御説明がございましたように、これらの沖縄の特別措置法は復帰以来の税制上の優遇措置、法制上の優遇措置が含められてゐるわけでありますが、まず中小企業、地場産業の保護育成、観光振興、電力の安定供給、消費者価格の安定を目的とした特惠措置であるとか、先ほどの御説明でこれはわかつておるわけで、これは復帰後十五年間沖縄の産業界に、あるいは県民の安定に大変な貢献があつたことを私も県民の一人として心から感謝をしておる次第です。

これは具体的には法人税、事業税あるいは県民税、市民税、固定資産税と広範にわたつてゐるわけでありまして、これは先ほど同僚委員からの御質問もあつて一部お答えがございましたが、こういう歴史的な延長の国会審議の記録として残したいために、今日までの与えられた経済効果というものをどういふふうにかつて評価しておられるかということをまず伺いたい。それは個々具体的に優遇措置ごとの説明は必要ありません。全体としてのつかみでまず御答弁いただきたい。

○政府委員(小谷宏三君) お答え申し上げます。措置効果額の金額は先ほど申し上げたとおりでございます。

これが沖繩の社会経済に及ぼした影響でございますが、県民所得と国民所得、一人当たりの県民所得と全国との格差を見てみますと、復帰当時全国平均に対して五九・五％でありましたものが、昭和六十年度は、速報値でございますが七四・四％にまで上がっております。

次に、国民総生産について見ますと、国民総生産と沖繩の県民総生産を比較してみます。

国民総生産は、昭和四十七年度九六兆五千三百九十一億円、昭和六十年年度三百二十兆七千七百四十八億円、この間三・三二倍の増加になっております。これに沖繩はこれを上回り、沖繩の県民総生産は昭和四十七年度五千十三億円、昭和六十年年度二兆一千六百四十一億円と四・三二倍の増加となっております。つまり国民総生産の伸びを上回っております。

さらに、沖繩の消費者物価の動向について全国と対比してみます。

昭和六十年に消費者物価指数のとり方に變更などがございましたため、復帰時の昭和四十七年度からの比較は困難でございますが、仮に昭和五十年の物価を一〇〇としたとしますと、昭和六十一年の数値は沖繩一五二、全国は一五八となり、全国と比べて沖繩の数値は小さく、消費者物価の上昇は沖繩の方が低いということになると思えます。このようなことはすべてが復帰特別措置の効果であるというのでは申せないとはいえます。また正確に何割方寄与しているということも計算できないと思いますが、このようなことに復帰特別措置の効果があつていゝことは確かであり、沖繩県の生活の安定、企業の育成に大いに寄与してきたものと考えております。

○伊江朝雄君 まことにそういう評価ができると思ひます。

そこで、沖繩の復帰以来の悲願でありますところの格差是正、自立経済の目標、こういふものを並べてみますと、格差是正というのはいろいろな問題点のとり方がありますけれども、公共事業だけとつてみても相当の社会資本が拡大してい

る、そういう意味においては公共資本についての格差是正も相当達成できる。ところが、今お話のありますように、自立経済という観点から見た場合でも、あるいは経済成長という立場から見た場合にも、あるいは県民所得の立場から見てもまだ相当に格差が残るということが全体的には言えるだろうと思つております。そちらの格差是正、自立経済の方向へすべての政策の施行、あるいは政府がそういった方向でもって政策誘導し、財政誘導していらつしやるその努力にこたえるような格好で着実にその歩みが続いておることは、私も大いに評価しますが、まだまだこの自立経済の確立ということには非常な時間がかかるのじゃないかと思つております。したがって、これはこの後御質問申し上げる都合上、自立経済の是正といふものは現時点において開発庁長官としてあるいは大臣としてどういふふうに評価しておられるかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(綿貫民輔君) 今御指摘のように、格差是正という課題に向かつて取り組んでおるわけでございますが、現状においては御指摘のように社会資本その他は相当充実してきたと思つております。しかし、県民の生活やまた生産手段その他において相当のまだ格差が残つておるというのことは事実でございます。今後やはり沖繩の特性を生かした自立振興というものが必要ではないかと考えるわけでございます。今後この復帰特別措置法の延長を背景にいたしまして沖繩の自立自興の精神と相まちなして、できるだけ格差が縮まるように努力したいと思つております。

先般、首里城復元という皆様方大変な御努力によりまして、この目標についていろいろと今実施計画が進められておるわけでありますが、この国営公園の問題にいたしまして、沖繩におきましては沖繩の海洋博の記念公園と併合いたしまして、全国でも初めての二眼レフ方式の地域を指定して、沖繩の特性を生かしたようなことで今後さらに観光やその他を中心にして振興してもらいたいという夢も今盛り込まれておるわけでございま

す。これは一つの例でございますが、その他もろもろの面を含めまして、今後この格差是正という目標に全力を挙げてさらに一層の努力をしなければならぬという自覚を持つておる次第でございます。

○伊江朝雄君 ぜひそういう御努力をお願いしたいと思つておりますが、なぜこの自立経済の問題で特にこの時点で大臣の御見解を承つたかといひますと、これから私の私見になりますし提言になりますのでよくお聞きいただきたいと思つて

す。それは、自立経済と一言に言つてもいろいろな条件が機能しないといふとなかなか確立できない。そこで、沖繩の現状を見た場合に、いろいろな原因がありますけれども、きょうは時間が少ないから、そういった問題を個々に申し上げて、時間がございませぬけれども、端的に言つて、沖繩の自立経済といふものはある程度効を奏したなという判断ができるのは恐らくあと十年、二十年先のことだと思つております。相当長期を要すると思

う。それはなぜかという、やはり沖繩には今までの立地条件からいって、それは戦前からいってても立地条件として、あるいはまた企業立地のいろいろな条件といふものが恵まれていない、投資地域としての適格性を欠いていゝということもあり、しかも、戦後のあれだけの長い間のアメリカによるところの地域社会に対する限定的な政策が行われておつたということから考えまして、相当のおくれが出ておる。ですからいろいろ手当てをしていただきたまはした。きょう御提案になつてゐるこの復帰の特別措置法によつてもいろいろ支えをいただきたまは、沖繩法によつても大変に手当てをしていただきた結果が今日の結果なんです。ところが、それはわずかに二十年もたない。したがつて、これはこれから相当長期を要する。

こういう立場から見ますと、これは先ほど申しましたように私の提言として御答弁は要りませんけれども、お聞きいただきたいと思つるのは、提案

理由の御説明にもありましたように、この復帰特別措置といふのは、復帰時点におけるところの本土と沖繩との法制上、税制上その格差をいかに縮めていくかという激変緩和の措置が前提になつていゝと思つております。そうしますと、この中には、先ほど同僚議員の御質問があつたように、もう米の問題については格差がだんだんなくなつてきた。食糧法が適用される。いろいろな意味においてだんだんそれが、おかげをもつて格差の是正がなくなつて消えていく。そういう運命にあるのが特別措置法だと思つております。

ところが、今申し上げたように、自立経済の確立のためにはあと何十年も必要だといふことになると、この特別措置の中に入つてゐる格差是正のための激変緩和の措置といふのは五年ぐらいて済む性質のものじゃないわけですか。だから私は、この次の五年後に立つて物を考えた場合には、この復帰に伴う特別措置の中で、これから質問していきますけれども、将来ともに手当てしていかなくやならぬ、援護していかなくやならぬ、そういった特惠措置といふものは沖繩法の中に私は織り込むべきものだと思つております。

ですから、あと五年たつたら、いや、まだ自立経済のためには、あるいは安定生活の確保のためには特別措置法が必要でございます。中小企業の育成のためにはまだ必要でございますという事態になつたときに、また五年繰り返す。それも結構だ。しかし、沖繩法の中に取込んでいただきたら、こういうふうには私は思ふのです。これはいづれこれからあと五年間かかつて、当委員会においていろいろとまた関係省庁の皆さん方に御援助いただきたら、この方向についての私の考え方を御支持いただくだうにこれからお願い申し上げていきたいと思つております。そんなようなことを頭に置いて、これからの沖繩の自立経済あるいは沖繩の復興のための取り組みをやつていただきたい、私はこういうふうにご考慮の次第であります。そこで、きょうは本場に時間がございませぬので、将来沖繩振興開発の法域にシフトしな

らぬだろうと思うもののうち二つ、特に最近沖縄で問題になっている沖縄電力の民営化の問題、これは産業振興のためのエネルギー源であり、それから、そういった沖縄電力の問題、それから、自立経済のために一番大きな支えになっている、年間二千三百億に上る観光収入を上げている観光産業についての問題に絞って御質問を申し上げたいと思うのであります。

まず、沖縄電力の問題についてエネルギー庁、昭和六十一年十二月三十日の閣議決定を見ますと、特殊法人の「沖縄電力株式会社」については、できる限り早期に民営化を図ることとし、このため、経営の長期安定化を進めるための所用の措置を講ずるとともに、会社の体制整備を行うものとする。」とされておる。これはそのとおりですね。

それで今、民営移行の措置の移行準備が行われているというふうにお聞きしておるのですが、その経過をちょっとおしやうてくたさい。

○説明員(清川佑二君) お答え申し上げます。

昨年の暮れに、閣議決定でございしますが、先生御指摘のとおり、できる限り早期に民営化を図るために、経営の長期安定化を進めるための所要の措置を講ずる、それから会社の体制整備を行うという決定がなされたわけでございします。政府といまして、沖縄電力の民営化につきましては従来から具体的な方策について検討を進めてきたわけでございしますけれども、今回はできる限り早期に民営化を図ること、その第一歩として、民営化の大前提である本土並み料金水準の確保の見地から、経営体質の強化を図ることとをまず進めております。

具体的には、一つは民営化後の配当負担の軽減ということ、それから、内部留保の充実を図るといふこの目的のために資本金を二分の一に減資いたしまして、これにつきましては減資相当分を資本準備金に組み入れるということと経営体質の強化を図るという方向に今進もうとしているわけでございします。

それから第二に、沖縄電力そのものにつきまし

ても、業務の効率化など、民営化のための社内体制の整備を行うことといたしまして、今、沖縄電力において整備を行いつつあるわけでございします。

そのほか、いろいろ民営化のために必要な事項が起こるうかと思いますが、これにつきましては、関係するところそれぞれに御相談しながら進めてまいりたいということと進めております。

○伊江朝雄君 今、資本金は幾らであるか、売上利益は幾らであるか、電力料金は本土の九電力の平均に対してどのぐらいの位置づけになっておるかということをお答え願ひしてください。

○説明員(清川佑二君) お答え申し上げます。

沖縄電力の資本金でございしますが、資本金は百四十七億円でございします。

それから売り上げでございしますが、昭和六十年度の決算で見ますと約千億円の売り上げになるわけでございしますが、経常利益九十六億円、税引後の当期利益四十七億円ということで、昭和四十九年以来存在しておりました累積赤字を解消するような決算ということになっております。

それから電力料金の水準でございしますが、これは本土の料金水準と一概に比べるものなかなか難しい点がございします。どういふことかと申し上げますと、例えば電灯とか、例えばビル用のものとか、いろいろ種別がございしますが、電灯などにつきましては本土の料金の中でも相当にいい水準に入っておりますし、そういったものを見ますと、大体本土並みの中に入ってきているというふうな考えられる水準でございします。

○伊江朝雄君 配当は行っているのですか。

○説明員(清川佑二君) 申し上げます。

本土復帰後の特殊法人として沖縄電力は過去ずっと累積赤字が多うございまして、配当の実績はございしません。

○伊江朝雄君 減資をして、配当負担を低めるために資本準備金に繰り入れるというのは、私は非常にいい措置だと思ふのです。これは別に法律改正しなくてもできるわけなので、早くやって、こ

れだけ体質が充実してきているのだから、今後の石油の需給状況にもよりますが、このまま安定していけば相当な利益が継続され、体質も強化されるだろうと思ふのです。しかも配当負担が半分になってしまふということになれば、十分にこれは民営化の体質を持ち、やっていけると思ふのです。問題は、やはりこれから先どう会社を経営されていくかということになりますけれども、これについてやはり沖縄県側も相当に重大関心を持っています。

つまり、沖縄の県域だけに供給される電力事業であるだけに、沖縄産業の復興というのはいち手にかかると電力にある。しかも、先ほど申し上げたお話があったように、工業あるいは農業にそういった電力というものはこれからうんと需要が高まってくるだろうと思ふ。そういう意味においても、県民の関心が強いのは当然なことだと思ふ。同時にまた、民営化に対する不安もあるかもしれない。それでまた、民営化に対するそういういろいろな意味の県側の要望もあると思うのだけれども、まず主管庁の開発庁、これについてはどういふふうな受けとめておられるか、お聞きしたい。

○政府委員(小谷宏三君) 私ども沖縄開発庁が承知しているところを申し上げます。

沖縄電力の民営化に当たつての県の要望の主なものとしては、独立・民営の会社とすること、及び政府所有株式の処分については適正な価格をもって行ふこととし、また地域に密着した公益事業者たる会社の経営の安定化に資するような沖縄主軸の株主構成とすること、さらに、民営化後におきまして、沖縄電力の営業範囲は配電コストの高い多くの離島を抱えていることもあり、税制上の特別措置等の継続を希望しておりますように承知しております。

○伊江朝雄君 エネルギー庁、今の要望はどうですか。

○説明員(清川佑二君) 私どもも、先ほど沖縄開発庁から御答弁があったのと同様に認識している

次第でございします。

○伊江朝雄君 今、県からの要望を承つて、繰り返しますと、独立・民営の会社にしてほしい、株式の処分については適正化を要望する、そしてしかも、株主構成の主軸はやはり県サイドで物を考えてほしい、端的に言えばエネルギー庁、そういう要望ですね。

○説明員(清川佑二君) はい。

○伊江朝雄君 それでは今、そういった将来ともいふような税制上の特例、援助を願いたいということだと思ふのです。その中で、現在の復帰特別措置法で沖縄電力に与えられているものをちょっと拾い出してみますと、発電用石油に係る関税の免除、それから沖縄法関係の登録免許に係る国税の軽減、地方税法に係る事業税及び固定資産税の軽減、以上が沖縄電力に与えられている税制上の優遇措置だと。これはこれで間違いないですね。

○政府委員(小谷宏三君) ただいま伊江先生のおっしゃいましたとおりでございします。

○伊江朝雄君 これらの措置は、やはり沖縄電力株式会社は沖縄地域に限つての電力供給事業体であるということ、そのために本土の電力供給事業とは異なつて、したがって広域連系運用が不可能であるという実態、それを踏まえて、沖縄の産業振興と県民生活を支える上で経営基盤を確立し、電力の安定供給を確保して本土料金の水準に持つていきたいというための経営の援護措置と私は思うのですが、そういうふうな解釈をしてよろしいのですか。

○説明員(清川佑二君) 先生御指摘のとおり、民営移行に当たつて考えますと、本土並み料金水準の確保ということが非常に県としても大きな課題と考えておられるというふうな私どもも理解しております。そして、本土並み料金水準を確保していくためには、やはり経営が安定し、ある程度の利益が生じ得るような体質になつていくということが必要であらうというふうな考えているわけでございします。したがって、先生おっしゃるよう

れていくために必要な範囲で、こういう格好で従来から県からも要望があり、また政府としてもそれにこたえて進めてきているというふうに理解しております。

○伊江朝雄君 したがって、そういう公益的な、しかも地域的特殊事情というのは、これは民営化後においても必要な措置なのだ、そういうことでありますために、これらの措置というのは、先ほど私が言いましたように、継続して行われるべき措置だと思ふのです。したがって、大臣、復帰特別措置法の法域から沖振法の法域に入るべき唯一のこれは大きなテーマだと思ふのです。沖振電力に対する優遇措置は、これは単なる復帰に伴う特別措置じゃないのです。それだけで済むものじゃないのです。ですからそういう意味において、これは将来沖振法の法域の中に入れられるような御研究をいただきたい。各省庁にも、きょうは大蔵省もおられると思うけれども、お願いを申し上げておきたいと思ふます。

そして、今度はエネルギー庁に伺うが、民営化には当然今の百四十七億とおっしゃったけれども、その株の売却処分が行われるのですが、その時期、その処分の方法というのは簡単に言ってしまうことになるのですか。

○説明員(清川佑三君) 昨年の暮れに私も整理をしていくわけでございますが、政府保有株式の処分につきましては、これは環境条件とか経営状況などの問題がございますので、これを見きわめながら進めるということ、時期、方法その他の所要事項は今後決めていくこととして行われるわけでございます。今後ともできるだけ早期に、民営化という大きな考え自身は変わっていないわけではございませんし、その方向に進めたいと考えておりますので、早期民営化に向けて、関係するところと御相談しながら努力していきたいと思っております。

○伊江朝雄君 県の持ち株が二百万株あるのだけれども、この株式も処分の対象になるのか。

○説明員(清川佑三君) 現在、民営化に伴いまし

て検討しておりますのは、沖振電力の政府保有持株にかかわる処分でございます。県の持ち株の処分につきましては、これは沖振県の御意向にもよるわけではございますが、民営化に当たって必ずしもこれを処分してしまう必要はないのではないかと、こういうふうに私も考えております。

○伊江朝雄君 それは非常にいいことを聞いたので、そうすると、民営化になっても県が自分の株式を手放すことさえしなければ、厳然たる株主の地位を保全するわけですね。そうしますと、民営化に当たっては先ほど県側からの要望もあつたのだけれども、今度は少数株主であるけれども、株主としての要求はできるわけだね。だから私はそういう意味において沖振県が、先ほど開発庁が答弁し、エネルギー庁が我々もそういうふうに踏まえておきますと答えたいだいたいの県の要望について、やっぱり株主としての立場を尊重してあげなきゃいかぬ。そういう私は責任があると思ふのです。大臣、そうですね。私はそう思うのです。したがって、この沖振県の株主であるところの立場から、先ほど言ったように株主の構成についても県主軸で考えていただきたい、優遇措置も継続してやっていただきたい。そして民族独立じゃないけれども、九電の範囲に入らないで、沖振だけの限定された地域だから、独立の立場から物を考えていただきたいという要望については、私は当然これは出てくる要望だと思ふのです。

ですから、そういう意味においてぜひこういう問題も考慮に入れていただきたい。エネルギー庁、株式の処分に当たってはそういう問題についての本当の配慮をしていただいて、そして先ほど話したように、独立・民営という言葉の裏の意味、これは非常に深い意味が含まれていると私は思ふ。そういうことをあなたの方の胸に入れて、大蔵もきょう来ておられると思うけれども、そういう処分について、あるいは株主構成についてできる限り現行法の法秩序の中において許される範囲のことを与えていただきたい。特に私はこれはお願いしておきたい。それは大臣もよくお聞き

いただきたいと思ふます。もつと議論をしたいことがたくさんあるのだけれども、時間があと二分ぐらいいかないので、これは私のしゃべり放しになりますので、今度開発庁に対してお願いを含めて御質問しておきます。

今、観光戻り税というか、戻税というのが非常に大きなインパクトになっている。ひところは大変にこれは本土において取得する小売価格に比べて、特に外国産のウィスキーについては大変に値開きがあつて、相当の需要があつて、今戻り税というのが順調に措置が進められていると思うのです。しかし、御承知のとおり円高になりドル安になって今、外国製品が非常に安く入つてきている。だから沖振の市場においてもこの外国製品、本土市場においてもそうだけれども、二極構造になつていっていると思ふのです。外国製品が安くなる、本土製品との競争になる。そうなりますとだんだんこれは魅力がなくなってくる。沖振において沖振から帰ってくる連中が戻り税でもつて買つてくるのに、ひところは非常に大きな魅力があつたけれども、だんだんこの魅力がなくなってくると思ふ。東京で買つても余り変わらぬんじゃないかと。私もよく酒を飲むので酒飲みめいめいもしらぬけれども、こういうものに非常に関心がありましてね、大臣。調べてみましたらジョニ黒などは全然変わらないうえ、本土価格は安くなつても、差益還元されていらない。ところが、沖振との差額を比べてみると相当な開きがある。こういうものは非常にインパクトがあるのです。まだこれは魅力があるのです。しかし、先ほどの戻り税というか、復帰特別措置法の中の法域に入つていこうという努力がなされたい、あるいはまた、この時点の保障をあげようということだけが復帰特別措置法の法域ではないか。だから私は、沖振法の方に入れないかというものの中に入れていただく。というのは、沖振の中ではフリーゾーンも設置されるような状況に特別配慮

がなされているのだから、こういう戻り税というよりも、外国から帰ってくるときに非関税扱いにするものを指定して広げて、沖振法に指定していただきたい。こういうことぐらいいかないと沖振の観光振興というものは口だけの話になつてくる、そういう裏打ちをしていただきたいというふうに思ふのです。これはもう時間もありませんから答弁は要りません。

以上を要望いたしまして、要するにくだいけれども、沖振特別措置法というのは非常にありがたい法律だけれども、それがほぼ目的を完了したら格差が縮まってくる。その分で将来とも沖振自立経済の格差是正のためにやらなきゃならぬものは沖振法の法域に入れるようにこれから検討準備していただきたい、こういうことを要望して、終わります。

○及川順郎君 まず、本来この復帰特別法は、本土の法制度をにわかに対応するに当たつて暫定的に定められた措置、ただいまもいろいろな角度でその問題点が提起されておりますけれども、今日復帰十五年を経まして、本法の審議に当たつてやはり問題点が指摘されるというところは、非常に重要な視点だろうと私は思ふわけですね。

そこで長官、この特別措置法の運用面について、これまで何か不都合な点はなかったか、その点も踏まえてまず長官の所見を承りたいと思ふます。

○国務大臣(綿貫民輔君) 不都合な点はないと存じております。

○及川順郎君 先ほど来から出ておりますけれども、この改正法案の重要な柱の一つが税制問題。そこでまず、内国消費税及び関税に関する特別措置法の適用期限、前回に引き続きまして五年延長とした理由は何かだったのか。またこの復帰特別措置法の延長は、今回のこの五年で収束しようとしているのか、それとも沖振県の発展、自立のために今後恒久的な立法措置でもって対応しようとしているのか、この点もあわせて伺つておきたいと思ふます。

○政府委員(小谷宏三君) 今回、税制上の特別措

置の延長期間を五年としたこととありますが、復帰特別措置はその激変緩和という趣旨からいたしまして、できるだけ早く本土制度と沖縄の制度を同一化するのが好ましいということから、これを恒久化するのには適当ではなく、基本的にはかかるべき期限の後に廃止されるべきものと考えております。さらに延長があつたときも五年でございまして、今回三度目でございますが、やはり五年としております。そして今回延長する復帰特別措置の期間が終了いたします昭和六十七年は、第二次沖縄振興開発計画が終了する年でもございまして、ここで沖縄の経済社会がこれらの復帰特別措置なしに自立的発展が可能となるよう、沖縄の振興開発をさらに強力に推進する等尽力してまいり所存でございます。

○及川順郎君 本改正案の八十条一項一号の県産酒類にかかわる酒税の軽減措置並びに同条三項の指定施設において消費する輸入ウイスキーにかかわる酒税の軽減措置、先ほどもお話がございましたけれども、この酒類生産企業や関連業界、また沖縄県の観光振興にこれは大変大きく貢献し、高い評価を得ておるわけでございます。ところが、今国会において大変な争点になっております新しい税制改革、導入につきましてもさまざまな試算を見ましたけれども、酒税に関する沖縄県への軽減措置のメリットは、この税制改革ではやはり小さくなるというのが明らかです。軽減率では泡盛なんかの県内産酒類に打撃が大きいことが挙げられております。また、砂糖消費税の扱いについても同様の傾向が指摘されておるわけでございまして、やはり沖縄県民の生活を守る立場から、本改正案に盛り込まれた特別措置の趣旨からも、私たちがとしては売上税撤回を主張している立場というものには正しい、このことを明確に私はしておきたいと思っております。

さて次に、揮発油税の軽減措置がなされているにもかかわらず、沖縄県内のガソリンの小売価格が本土よりも高い傾向が続いているわけですから、その理由をどのように見ておられるのか。

これはエネルギー庁。

○説明員(福田勝彦君) お答えいたします。

沖縄県におきましては、御承知のとおり自動車活動のほとんどが自動車輸送に依存しているという事情がございまして、今、先生御指摘のような軽減措置がとられてきておるわけです。ただ、私も毎年一回全国五万九千軒のガソリンスタンドについて経営実態調査をやっておるわけですが、その実態調査の結果判明いたしました沖縄地域の給油所経営事情の特殊性は、これからちよつと申し上げるような事情でございまして、

一つには、沖縄県におきましては、ガソリンスタンドの営業時間が本土の平均と比較いたしました結果では、本土ではたかだか約十二時間営業でございまして、沖縄地域におきましては自動車の輸送の重要性という点を反映いたしまして、沖縄におきましては、例えば朝七時から夜十一時ごろまで開いておるということで、十六時間営業のところもかなり見られるようでございます。それからまた、顧客に対するサービスの面でも、本土に比較いたしますと、洗車サービスというのが、特に手洗いの度合いもかなり手厚くなつておるというサービス面の違いもございまして、したがって、従業員の数も本土平均の例えれば四・四人に對しまして、沖縄にございましては十三・六人ぐらゐの給油所当たりの従業員数ということで、こういった経営形態といふことが、業態の違いからコスト面でもかなり割高になつておるというような把握を私もしております。

もちろん、我が方では現在、全国一律でございしますが、スタンド業界につきましても構造改善事業といふものを昨年から始めておまして、こういった経営改善につきましても種々の助成策を用意してございまして、地域の需要に応じたサービスを提供しつつより低減されたコストで提供できるような体制に持つていきたいと考えております。

○及川順郎君 ガソリンスタンドの経営形態が本土とかなり違つておるという今の御説明、わかるわけですし、また失業率の高い沖縄県にあつて雇用の場としてのガソリンスタンドというものが欠かせない事情、そういうものがあると思ひますけれども、この揮発油税の軽減メリットが県民生活とか県内企業により多く還元されるという観点から、さらに関連対策も含めまして、どういふ今日まで努力をなさつてきておるのか、また今後、このことについてつけ加えて厚い手当てをするというのを考えていらつしやるのか、この点をお答えいただきたいと思います。

○説明員(福田勝彦君) お答えいたします。

先生御指摘のように、先ほど私御説明いたしました、コスト面で地域的なサービスの対応の違いもございまして割高になつておる面がございまして、軽減措置の五・五円に当たる部分がほぼ私どもの統計では相殺されておる。実際に価格の面だけで申し上げますと、最近はかなり寄りついてきておまして、表面価格で申し上げますと、ことしに入りましてはほぼ全国平均に近い数字になつております。全国平均は今百二十円でございますが、例えば東北地方あたりでは百二十三円、百二十四円という地域もございまして、もちろん安い地域では、名古屋地域で百十七円。翻りまして沖縄地域はどうなつておるかといふと、その平均の百二十円のところから寄りついてきております。したがって、当然五・五円分のコスト差の部分は必ずしも反映されてきておりませんけれども、従前に比しますとその差はほとんど縮まつてきておるという状況でございます。

他方、私も行政の立場といたしましては、十二年度の予算要求の中にも、揮発油の構造改善事業に關しまして約十五億円の予算を計上いたしまして、来年度におきましては構造改善事業に對する低利融資ですね、これは特に三・五%で貸し付けできるという内容のものも用意してございまして、いわゆる中小企業近代化促進法に基づきます構造改善事業、合理化策、設備近代化策

あるいは集約化等々、鋭意進めていただくという用意をしておりますので、ぜひこれを活用されて沖縄地域の給油所の経営改善に資することになれば非常にありがたいと考えております。

○及川順郎君 次に移ります。

観光戻し税制度のことにつきましては、先ほど来問題提起として出しましたけれども、手元の資料をちよつと見ますと、昭和六十一年には、指定物品の売上額が約八十六億円、戻し税額は約十九億円で、観光客の戻し税品目利用率は二六・五%に達しているというデータがあるわけです。それから、過去の戻し税額の累計を見ますと、これは既に二百四十億円を超えておる、この辺がやっぱり沖縄観光の魅力の大きい要素になつて定着しているというぐあいにも思ひます。先ほどから指摘がございましたように、この本土復帰特別措置法は、元來暫定的な性格のもので、最終的には本土の諸制度へ帰一するというのを前提にしている。こういうことから考えますと、私もこの問題につきましては、年間二百万人に及ぶ観光客、これは人口百七十七万の沖縄県民の状況から考えますと、沖縄県の経済に及ぼす影響というのは大変に大きいものである。

これは第二次振興計画においても、観光の振興は沖縄振興開発の重要なポイントになつておるわけでございまして、こうした背景から、現地では観光戻し税制度を復帰措置の一部として考えるのではなくて、やはり常設制度として確立してほしい。これは先ほど伊江委員からも御指摘がございましたけれども、沖縄に参りますと非常にそういう意見を強く聞くわけでございまして、この点についてはやはり前向きに對処すべきでないかという私は意見を持つておるわけです。この点に對する考え方、今後の取り組み等について御説明を賜ればと思ひます。

○政府委員(小谷宏三君) 先生おっしゃいましたとおり、観光戻し税制度が復帰特別措置の一種として存在する限り、これを恒久化するのには適当でないと考えるところでございます。しかし、ただ

いま先生御指摘のように、復帰特別措置の一部としてではなくて沖縄振興の一つの手段として考えられないかという御意見につきましては、沖縄観光の重要性、将来性などを私どももいたしまして十分認識しておりますので、ただいまの先生の貴重な御意見を参考にいたしまして今後勉強してまいりたいと存じております。

○及川順郎君 勉強してまいりたいというのは、これは具体化されるというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(小谷宏三君) 具体化されれば非常に結構だと思いますが、そのための勉強でございます。

○及川順郎君 これ以上押し問答してもあれですから前へ進みますが、八十三条一項の製造業原料品にかかわる関税の軽減措置については、県の要望が従来どおり継続されるようになっておりまして、本特別措置法による各種特別措置につきましては、五十七年三月、当時の沖縄開発庁の総務局長答弁の中に出ておりますけれども、六十二年度においてこれが廃止されるということを期待している旨の答弁をしておるわけでございます。そういう点を合わせて、この八十三条一項の現行の措置内容である牛肉、牛くず肉それからバター、脱脂粉乳、また小規模企業向けのコンニャクイモについても延長がなされたということは、これらの産業が既に措置を終わったビールや食用油脂等の産業と比較していまだに基盤が十分に強化されていない、そういう面でもコスト面でも保護措置を必要としているというぐあいに判断されるわけですが、しかし一方で、復帰特別措置法は確かに企業に自力をつけさせる、そしてまた、消費生活安定化させる効果を持つておるわけでございます。これ自体は積極的な自立安定政策と必ずしも言える性格ではないのじゃないかという感じもするわけでございます。ただ沖縄側の実情から考えますと、食品関連産業が沖縄の数少ない第二次産業の中でも重要な位置を占めておるわけでございます。

そこで、これらのものにつきましては、これは振興計画にも大変関連が深いと思われましますので、開発庁としまして、この沖縄の食品関連産業についてどのような将来展望を持つておられるのか、そしてまた、その展望の推進に当たつてこの八十三条一項の措置をどう扱おうと思つておられるのか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(小谷宏三君) 沖縄の食肉加工産業でございますが、一口に申しまして非常に成功している企業もございまして、全体として見ればまだ弱いものであると思つております。しかし、沖縄は豚の産地でございますし、いろいろ伝統もございまして、これを沖縄の主要な産業の一つに指導していきたいというふうな考えでございます。

○及川順郎君 では角度を変えまして、県産品に対する物品税の免税措置が打ち切られるということになって、この理由は何かだったか、ちよつと御回答いただきたいと思つております。

○政府委員(小谷宏三君) 私どもの法案といたしましては、特に物品税の打ち切りということを考へておらないわけでございます。

○及川順郎君 県産品ということで具体的な例を申し上げるべきだったのですが、三線類は五十二年及び五十七年の改定ではいずれも免税とされておられるわけですね。それが一五%課税されるというところに今回なつておりまして、いきなりこういう措置というのは問題点がないかという感じが率直にしておきまして、この点を具体例としてお答えいただきたいと思つております。

○政府委員(小谷宏三君) 大変失礼いたしました。質問を取り違えましたので、ただいまおつしやいました家具、三弦、モーターボートにつきましては今回延長措置をとりまして、五月十四日限りで期限が切れるわけでございます。

これにつきましては理由を申し上げますと、家具、三弦、モーターボートにつきまして、この特別措置を置いておきましてもその効果というのがだんだん少なくなつてきております。モーターボートにつきましては、昭和五十九年、六十年と実際にこの法律によつて免税になつた事例がございせん。また家具類につきましては、手元の統計でも昭和五十六年以來ずっとこの特別措置を適用したという事例がございせん。また三弦につきましてはだんだん減つてまいりまして、昭和六十年ですと減税効果十四万一千円、しかもこの特別措置の適用を受けた業者はただ一つでございます。そこで、だんだん効果が薄れてまいつたわけでございます。復帰特別措置の目的は達したと考へ、また沖縄県から延長の要望がなく、今回の法律案に載せなかつたわけでございます。

○及川順郎君 今回のこのだるわけではありませんけれども、沖縄における三弦の文化的地位というのは非常に注目されておるわけでございますけれども、この文化面からも目的は達した、今後の沖縄の文化発展のためにこれはマイナスにはならない、こういう理解をしておるというぐあいに受けとめてよろしうございませうか。

○政府委員(小谷宏三君) 三弦に物品税が課せられるようになりまして、そのために沖縄の民族芸能の発展に積極的なマイナスがあるということも考へておられません。ただし、沖縄の伝統文化そのものをなお発展させる必要があるのではないかと、この点につきましては、まさにますます沖縄の伝統文化を進展させていく必要があると存じております。

○及川順郎君 次に、食管法の問題について御質問したいと思つております。先ほど大臣が読まれた提案理由説明によりまして、内国消費税と関税の軽減措置等の延長につきましてはその理由が十分に述べられておる、そういうぐあいに私ども拝聴しておつたわけでございますが、この食管法を本土と同様に適用することとした理由につきましては、これは必ずしも詳しく述べられておるという受けとめ方はできなかったわけでございます。補足してその理由を御説明いただきたいと思つております。

○政府委員(山田岸雄君) お答えいたします。

沖縄が本土復帰いたしましたとき、沖縄の米麦の価格水準と本土の価格水準との間には著しい乖離があつたわけでございます。また、沖縄県産米の品質につきましても相当品質が劣る、このようなことがございまして、お米の販売体制につきましても、本土と相当変わつておつたということもございまして、御案内のように、食管法を直ちに適用するわけにはいかならないのではないかと考へておりました。特別措置法で手当てをさせていただいておつたわけでございます。価格水準等につきましては、十五年間の間に漸次本土の価格水準に接近させようというふうに決めておりました。その価格水準の乖離部分につきましては、おおむね本年の五月をもちまして本土と同じような水準になるというふうに考へられます。また沖縄県産米の品質につきましても、その後品質改善等いろいろと努力していただきました結果、本土の米と遜色のないものになつてきておるといふこともございまして、さらにはお米の流通体制につきましても、県なり、また関係の流通業界の方々と協議等を持つていただきました。整備に努めていただいております。食管法を適用することになりましたけれども、食管法へ移行につきましても判断されまして、食管法への移行につきましては県の方の要望もございまして、私どもは今回食管法を適用していただいた方がよいのではないか、このように考へておる次第でございます。

○及川順郎君 米の生産活動の面からの食管法の適用の問題点、それから流通の問題は、先ほど同僚委員からもお話が出ましたので、ただ私は、現実論として八千店に及ぶ販売所という名称になりますか、今回の場合、この許可認可の行政的な対応並びに費用の措置についてはどういう計画でいらつしやるか、この点を再度確認しておきたいと思つております。

○政府委員(山田岸雄君) 確かに先生御指摘のように、現在の沖縄におきまして販売業者の中で、小売販売業者という方々の件数は非常に多いわけでございますが、それにつきましてはできるだけ私

どもも混乱のないようにということで、即とのつながら等につきましても実態について十分配慮をしておるわけでございます。そうした今までの努力と、今回先生御指摘のような沖縄県の販売業者の許可申請に対しましてところのいろいろと手続、審査事務に要する経費につきましても、これを補うために地方公共団体手数料に基づき手数料を徴収する、こういうふうなことでございまして、現在沖縄県の方でどのような手数料の単価にするかというふうなことも御検討しておられるように聞いておりますが、この手数料によりまして沖縄県の行政経費について問題が生ずるということにはならないのじゃないか、このように考えておる次第でございます。

○及川順郎君 今の御売業、販売業、それから前に指定業者が四社現地にございましたね。これの扱いについて現在既にどういう処置を考え、なされていらつしやるか、その点もあわせて御回答いただきたいと思います。

○政府委員(山田雄雄君) 今御指摘の沖縄の指定業者、現在四業者でございますが、この方々につきましては、新しく食管法を適用する段階におきましては、食管法でいう卸売業者に位置づけられるというふうなことでございまして、

○及川順郎君 それでは最後に、復帰特別措置といたしましては、これは県内企業に地力をつけさせ、県民の消費生活を安定させる、そうした効果は持つておりますけれども、それ自体は、沖縄の自立安定化政策、恒常的な意味を持つという、こういうものから考えますと、やはりいづれかの時点で、先ほど来から出ておりますように、けじめをつけて沖縄のさらなる発展を目指しての恒久的な立法措置はしなければならぬときが来るだろう、これはもう十分に推測できるわけでござい

ます。沖縄振興開発審議会の部会と専門委員会の合同委員会が検討されております第二次振興計画の後期の展望がそういう意味では非常に重要になってくるのではないかと、聞くところによりますと、来月末にも最終答申というふうなことが報道

もされておりますので、第二次振興計画の後期を展望する重要施策、そのポイントはどこに置いていらつしやるのか。それから、報告書がまとまりましたならば、これは調査、審議の経過等、本委員会にもこの内容につきましても御報告をさせていただいて、沖縄県発展のために私たちもそれなりの御意見も申し上げたい、こういう考え方でいるわけでございまして、長官の方からぜひその展望に対する御所見を承りまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(綿貫民輔君) 二次振興の展望につきましては、現在沖縄振興開発審議会において今御指摘のように御審議中でございます。明確にまだお答えできる段階ではございませんけれども、同審議会におきましては、後期の主要な戦略の方向として沖縄の自然的、地理的条件による有利性を十分に生かすという観点から亜熱帯性のあるいは海洋性気象、地理的位置、伝統、文化等積極的に活用しつつ、特色のある産業の振興と長期滞在型の、あるいは保養型の観光の場として形成するということ、また、我が国の南における交流拠点の形成ということ等をお考えいただいております。

なお、第二振興の後期の展望が審議会において策定されましたならば、その内容を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 ただいま同僚議員も取り上げました第八十条第一項第五号に定める物品税の減免措置を延長しなかつたことに関連いたしますが、その中に三弦が含まれております。沖縄出身の伊江委員の解説によりますと、俗に蛇皮線という呼称は正しいものではなくて、正式には三線と言ふのだそうでありまして、いづれにしても蛇の皮を張つてある伝統的な楽器であります。

綿貫沖縄開発庁長官に御所見を承りたいのですが、実は私事で恐縮でございますけれども、私は超党派で構成しております音楽議員連盟の副会長もやらさせていただいております。そこにいらつしやる安西委員もそのメンバーの一人です。伝

統音楽を振興し、また守つていく、あるいは伝統工芸品をそういう意味で大切に振興していくという立場から、私はこの三弦の免税延長は大いに考慮に値するのじゃないかというふうに考えるのですが、「それはそうだ」と呼ぶ者あり沖縄を愛する長官の御意見を冒頭承りたいと思ひます。これは実務的なものじゃなしに政治的に御所見を賜りたいということで、いかがでございますか。

○国務大臣(綿貫民輔君) 音楽を愛するということとは非常にいいことでございまして、またそれに関連のある楽器等につきましても十分理解はいたしますが、今回の復帰特別措置法の中に盛るようなことではないというふうな見解から今回はこの中に入っていないことだと思ひます。

○市川正一君 これは先ほどの御説明では、利用業者が一つであつたとかということか金額がどうだということじゃなしに、超党派で、そちらからもうそつだという賛同の声もございましたので、これは長官ぜひ研究していただきたいということを重ねて申し添えます。

問題を交えますが、次は防衛施設庁に伺ひます。

沖縄タイムスの報道によりますと、伊江島の民有地に米軍が無断で通信ケーブルを敷設した事件が明らかになりました。この件について地主である平安山さんが一月二十八日に那覇防衛施設局への電話で現状回復を求めましたが、本日今の時点においても、現地に伺ひただしませんが、この無法状態は改善されておられません。施設庁はこの件を承知しているのかしてないのか、またいかなる措置をとつたのか、明らかにしていただきたい。

○説明員(石川陽次君) お答え申し上げます。本年二月十二日、沖縄タイムス記事に報道されましたように、平安山さん所有の土地につきまして、米軍が所有者に無断で通信ケーブルを埋設したという事は事実でございます。平安山さんから二月十八日電話でそのお話を承りまして、早速当方、那覇防衛施設局が米軍と連絡いたしましたし

て、是正方を要請いたしました。

○市川正一君 何方。

○説明員(石川陽次君) 是正方を要請いたしました。そこで早速その要請を受けまして米軍の方では、三月二十日付でこの過つて埋設いたしました地下ケーブルを移設するという工事改定契約を締結し現在施工準備中でございます。近く現地で工事着手となるというふうに承知しております。

○市川正一君 近く何ですつて、ちよつとわかりにくいのです。

○説明員(石川陽次君) 近く現地で工事着手となります。

○市川正一君 工事着手。

○説明員(石川陽次君) はい。

○市川正一君 要するにまだ回復されていない、ほつたらかしたね、現時点では。

○説明員(石川陽次君) 甚だ申しわけございせん。ただいま現在ではまだ回復されております。

○市川正一君 米軍は、今回の事件で地主である平安山さんに謝罪したのですか。

○説明員(石川陽次君) 米軍の方では早速その非を認めまして、当方の申し入れに従ひまして是正措置を講じられるということで、近く四月早々には回復措置が講じられるというところでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○市川正一君 了承するつて、だが、わしがかい。被害者は平安山さんですよ。その平安山さんに米軍は謝つたかどうかということを知りたい。

○説明員(石川陽次君) 那覇防衛施設局より平安山さんに対して、工事が過つて施工されたということについておわびし、その現状回復工事を実施するということについて御了承いただきました。

○市川正一君 語尾をはつきりして。一番最後どうですつて。

○説明員(石川陽次君) 那覇防衛施設局より平安山さんに対して、米軍により工事が過つて実施されたということにつきまして陳謝し、その是

正措置を直ちに講ずるということで平安山さんの御了承をいただきました。

○市川正一君 その謝罪というのは謝罪ということですね、間違つて工事したという、それがまた後で言いますけれども、要するに米軍の方は何も平安山さんに謝罪していいですね。

○説明員(石川陽次君) 私ちよつと承知しておりません。

○市川正一君 けさの朝日新聞がここにあるのですが、これによりますと、沖縄の米軍基地の補償金問題をめぐる攻防が報道されております。お読みになりましたか。

○説明員(石川陽次君) 申しわけございませんが、読んでおりません。

○市川正一君 これによりますと、銃剣とブルドーザーで接収し、拡張された沖縄県民の土地を、今、防衛施設庁がいわゆる一坪地主に対して接収手続を強要しております。この記事によると、防衛施設庁の大滝都也調査官、きょう来ておられるのかどうか知りませんが、こう言っておる。「クビをかけても五月十四日までに補償金を払い終わる」と決意のほどをみせる」というふうな報道しています。後で見てください。こう思っています。

私これは大臣にもお聞きしたいのですけれども、日本人ならば、もし沖縄県民の心情を理解するならば、首をかけてもやるというのは、むしろ県民の土地を守るために首をかけてやるというのだったらわかるのだけれども、首をかけてもこの一坪地主を抑え込むというふうな言うというのは逆立ちしておると思うのですが、大臣、そう思いませんか。

○国務大臣(綿貫民輔君) そういう事実があるのかどうかよく調べてみなければわからないと思っております。

○市川正一君 朝日新聞の報道によれば、そういうふうには本人は思っているというのです。沖縄開発庁長官、沖縄を本当に愛されるならば、こういう発想というのは私は許せぬと思うのです。

そこで、防衛庁に聞きますけれども、こういうふうには一方では言うておきながら、今の話によると、三月二十日にいよいよ工事の切り直しをやるというのです。間違つてそうしたと言ふのだけれども、しかしあそこは間違えようのないはずの土地です。いわゆる虫食い返還された土地です。そこには防衛施設庁のくいに四方に打ち込まれている、間違えようがないではないですか。あなたは現地を御存じですか。

○説明員(石川陽次君) 申しわけありませんが、私、伊江島には行ったことがございません。

○市川正一君 ここに伊江島御出身の伊江先生がいらっしゃるけれども、課長だけが詰めているのじゃないし、防衛施設庁からもつとほかの——あなた、そばでにやにや笑うておるのになしにちょっとは責任を感じないかい。ちゃんとくいを打って間違えようのないような土地ですよ。一遍ちゃんと見てきてほしいと思うのですが、あなたは御存じですか。

○説明員(森山浩二君) 私も現地へは行ったことがないので、残念ながら承知しておりません。

○市川正一君 この事件がそういうことで大問題になつて正しいということは承知しているということとを最初おっしゃったわけだ。だから私は、責任を持って現地も見ると、それからどういう工事が今からやられるのか、ちゃんと責任を持って対応してほしいと思うのです。

きょうは限られた時間なので私はあえて言いたいのですが、施設・区域内はこういう虫食いの返還をやつたことによつて米軍の方は、県民が有効にその土地を利用できぬことを承知しておきながら、返した、返したと言つて恩恵がましく宣伝はしておるのです。しかし、実態は今まどどおりの提供施設・区域と同じように考えて、まさに傍若無人に振る舞つておるのが今度の平安山さんの事件だと思ふのです。私は、県民の利益を守るために米軍に断固とした抗議を行つて、こういう事件の再発を防止するために具体策をきちんと取りつける必要があると思うのですが、そういう問題に対して決意を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(石川陽次君) 先生御指摘のとおりこのようなことはあつてはならないことでございまして、かかるといふことが再び繰り返されないよう、さらに当庁といたしまして米軍に注意を喚起し、善処してまいりたい、そのように考えております。

○喜屋武眞榮君 早朝米沖縄問題が浮き彫りにされつたので、問題を重点的に三つに絞つて質問をいたします。

その前置きは、一口に述べますと、復帰十五年になるけれども、特別措置に関する法律を持つておることにはまことに遺憾に思ひます。今回の特別措置法の一部改正の趣旨に沿つて、沖縄が本當にさわやかに振興していくためには何がガンであるのか、避けて通ることのできないガンは何か、そういう視点から三つの問題を尋ねます。まず、幸いに綿貫長官は国土庁長官でもあられるし開発庁長官でもあられるので、一人二役を兼ねておられますので、最初に国土庁長官としての立場からお尋ねしたいことがあります。

この沖縄問題を論ずる前提には、常に私は全国的な開発の基本に視点を置く必要があると思つております。その点から、四全総の中間報告が去年の末に出ておりますね。その沖縄の位置づけを見ますと、どうして三全総とのつながりにおいて重大な欠落があるのではないかと、こう私は見ております。

と申しますのは、今、四全総は中間報告でありまして、まだ結論ではないわけでありまして、弾力があるわけですが、沖縄基地については、「広大な米軍施設・区域等の存在」など、「地域の発展を阻害する要因も多い」というふうな指摘されておるのです。ところが、三全総を見ますと、この「米軍施設・区域等」ということがあつて、に縮小されるべきであり、ということなんです。このことが欠落しておるということなんです。一体これはどういうわけなのか。基地問題に対する姿勢の大きな後退じゃないか、こういうことも私は思ふわけなのです。まだ中間報告の段階でありまして、欠落でありますので、ぜひ結論的にはこの文言を復活させてもらわなければいけないのではないかと、こういう立場から国土庁長官の御所見を求めます。

○政府委員(星野進保君) 四全総策定のプロセスに關します先生の御質問でございますので、私の方から少し説明させていただきますと思つております。

先生今御指摘の文章は全部そのとおりでございます。ただ、地域ブロック別整備の基本的方向というところで審議経過報告では出ておまして、その一番最初の書きに、先生も今留保していただきましたが、これから地方公共団体各方面と十分な意見交換を行い、それを踏まえて具体的なプロジェクト等について詰めていくということ、あくまで地方公共団体という対話をするためのガイドラインといたしましてこの節ができておつたわけでございますので、先生御指摘のように、三全総あるいは第二次沖縄振興開発計画等という具体的な書いてありますことを参考にいたしまして、地元の御意見等も踏まえ、今後さらに詰めていきたいというのが現状でございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ私が要望申しておるとおり、少なくとも前進でなければいけない。と申しますことは、これは後で防衛施設庁にまた関連しますので申し上げますが、ここではぜひその基本項目の文言の中で明確に位置づけられておつて、消えることがないように、それが前進であり発展である、こう大事に私はそれを受けとめたいからであります。

次に、沖縄開発庁長官の立場から、沖縄の二次振計のいよいよ後半になつたわけでありまして、その中にも、苛烈な戦禍と戦後二十七年の長期にわたる本土との隔絶、広大な軍事基地の存在等、沖縄の持つ特殊事情が厳しく云々と明記されておる。そのことを前提にして、これが絵にかいたもちにならないためには、やはり中身の問題、具体的な裏づけの予算の問題、内容の問題、こういう

は思ふわけなのです。まだ中間報告の段階でありまして、欠落でありますので、ぜひ結論的にはこの文言を復活させてもらわなければいけないのではないかと、こういう立場から国土庁長官の御所見を求めます。

○政府委員(星野進保君) 四全総策定のプロセスに關します先生の御質問でございますので、私の方から少し説明させていただきますと思つております。

先生今御指摘の文章は全部そのとおりでございます。ただ、地域ブロック別整備の基本的方向というところで審議経過報告では出ておまして、その一番最初の書きに、先生も今留保していただきましたが、これから地方公共団体各方面と十分な意見交換を行い、それを踏まえて具体的なプロジェクト等について詰めていくということ、あくまで地方公共団体という対話をするためのガイドラインといたしましてこの節ができておつたわけでございますので、先生御指摘のように、三全総あるいは第二次沖縄振興開発計画等という具体的な書いてありますことを参考にいたしまして、地元の御意見等も踏まえ、今後さらに詰めていきたいというのが現状でございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ私が要望申しておるとおり、少なくとも前進でなければいけない。と申しますことは、これは後で防衛施設庁にまた関連しますので申し上げますが、ここではぜひその基本項目の文言の中で明確に位置づけられておつて、消えることがないように、それが前進であり発展である、こう大事に私はそれを受けとめたいからであります。

次に、沖縄開発庁長官の立場から、沖縄の二次振計のいよいよ後半になつたわけでありまして、その中にも、苛烈な戦禍と戦後二十七年の長期にわたる本土との隔絶、広大な軍事基地の存在等、沖縄の持つ特殊事情が厳しく云々と明記されておる。そのことを前提にして、これが絵にかいたもちにならないためには、やはり中身の問題、具体的な裏づけの予算の問題、内容の問題、こういう

ことが伴わない限りそれは絵にかいたもちにしかすぎない、私はそういうふうには絶えず注視していきたい。

ところで、先ほど述べられた沖縄経済社会の自立的発展の条件整備はおくれておる。これは今さら申し上げるまでもございません。そして、労働者の不均衡による高い失業率も今さら申し上げるまでもありません。一次産業は伸びつづつあると言いつつ、伸び悩みの状態であると私は見ております。こういう点から、ひとつ二次振計の後半の、全国総合開発計画の改定されようとしておるこの大事なときに、タイミングよろしくそれとの調整を図るべきであると私は思うのですが、長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(総務大臣) 吉田は、国土庁長官と沖縄開発庁長官と両二つの顔で御質問を受けましたが、この四全総と二次振計の後期計画との関連でございますが、十分二次振計と四全総の整合性を図って取り入れていきたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、防衛施設庁に尋ねます。ところで、この内容につきましては、担当長官も重大な関心をお持ちであることは知っておりますが、重ねてこの場でもこの問題について再認識をしていただきたいと思ひます。

といひますのは、沖縄基地の整理縮小ということが、これは政府の一貫した公約である。ところが、問題は、日米安保協議委員会が合意されたこの施設、基地が復帰十五年の今日の間にどのよう返還されたか、このことを私は問ひたいわけでありませう。それは、私が問ひたい理由は、復帰十五年になるけれども三五％しか開放されておらぬ、しかもそれも跡地利用がすぐできるような状態ではない、使い物にならない、こういうところからいろいろと社会問題が起るわけでありませうが、いまだ六五％が未返還のままにおかれておる。一体その理由は何なのか、まずそのことを問ひたい。

○説明員(森山浩二君) お答えいたします。

ただいま先生おっしゃいましたように、今日まで安保協議委員会です承されております施設のうち、約三五％が返還になっております。この残っております施設につきましては、移設及びその措置に関する実施が合意された後返還される施設というものが大部分でございます。移設先地の選定が非常に困難だといふような状況もございませうし、また、土地所有者等の御意向も配慮しなければならぬといふような事情がございまして返還がまだされておられません。防衛施設庁といたしましては、今後ともこの円滑な計画の推進に努力したいといふふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 私がこの問題で、不信感といえども特に沖縄の基地行政に対する姿勢の問題、一体その姿勢はどこに置いて基地行政をやっておるか、このことを私は問ひたい。しかも、日にち毎日沖縄の現状、情勢が、返還どころか基地強化の方向に進みつつある現状であることはおわかりだろう。そういうこととにらみ合ひして私は質問をいたしておるわけなのです。

申し上げるまでもなく、整理縮小が合意による公約であるとするならば、少なくともその公約を実現する政府は責任がある。責任を果たさぬから公約違反だといふ、日本じゅう騒いでおる国内政治問題があるわけですが、特にこの沖縄の基地返還に対する公約違反の問題は、財産の、そして生命の危険、介入につながる重大な問題を含む公約である。それならば、それこそ許せない公約違反であるといふことは決めたわけなのです。その背景には、どうですか、最近国頭安波のハリヤー基地建設、恩納村通信施設跡のミサイル部隊の配備、本部飛行場跡の海上自衛隊の対潜作戦基地建設計画、こういったものもろもろの枚挙にいとまがない沖縄の現状であります。

こういう状態を肌で感じて、日本の行政、国の責任において沖縄の基地問題をどうとらえるか、百二十万県民をどう見るのか、こういう姿勢を持つならば、このようなことが政府としてもっと正

すべき、きちつと姿勢を強く持つべきである、こゝろ私はいひたいのです。那覇自衛隊基地の中にもある。下地飛行場緊急飛来問題も恒久化の一つの手帳けじやないか。軍用地十年使用の問題、米軍演習の激化、山火事、米韓合同軍事演習、こういうことが沖縄基地を中心として展開されておるということをお聞きとくに、県民の一人として黙っておれるかといふことなのです。担当長官としてのお立場、所見を求めて、私、時間が来ましたので終わります。

○政府委員(小谷宏三君) 第二次沖縄振興開発計画におきましては、「土地利用上大きな制約となつてゐる米軍施設・区域をできるだけ早期に整理縮小し、産業の振興、生活環境の整備に資するよう跡地の有効利用を図るための施策を推進する」といふことをうたつております。沖縄開発庁といたしましては、今後ともこの趣旨を促進したいと思つておるわけでございます。また、米軍施設・区域の返還跡地につきまして、その有効利用を促進するため、沖縄開発庁におきまして、高率の国庫補助による土地整理事業あるいは土地改良事業を積極的に導入してきたところでございませう。今後とも地元跡地利用計画が固められたものについては、これらの事業の施行に努めてまいりたいと思ひます。

ちなみに、土地区画整理事業の補助率を言いますと、昭和五十九年度において沖縄は十分の九、本土は三分の二でございまして、昭和六十二年年度予算におきましては、沖縄は依然として十分の九をお認め願つておりますが、本土では十分の五・五になる予定と伺つております。

また、土地改良事業の果園圃場整備ですと、昭和五十九年度におきましては、沖縄十分の七・五、本土十分の四・五でございました。この点につきましては、六十二年年度におきまして、沖縄十分の七・五、本土十分の四・五で、同様の補助率でございませう。

○本平八郎君 私に与えられた時間は十六分しかございませぬので、質問を二つに限つて意見を

お聞きしたいわけですが。一つは、食糧法の問題です。ここに書かれております。それからもう一つは、沖縄の文化といふたような点からちよつと異色の質問をしたいと思ひます。

初めの、まず食糧法の問題ですけれども、ここに本土並みの食糧法を適用するといふことを書かれてゐるわけですが。しかし、けさほど同僚議員の質問がありましたけれども、私はもともと食糧法廃止論者です。米は、一刻も早く自由化すべきであるといふことをずっと唱えてきてゐるわけですが。もう二、三年前から予算委員会その他でも言つてゐるのですけれども、私はこの沖縄の場合、特に今回の場合に食糧法を適用するといふのは逆行じやないかといふ感じがするわけですが。先ほど説明がありましたように、沖縄の消費は七万二千トンだ、そして生産はわずかに二万二千トン。七万トンが本土から入つてくるわけですが。こういうところであれば、当然消費者サイドに立つて米の問題を考えるべきじやないか。生産サイドといふのは、ちよつと沖縄に関しては適さないのじやないか。したがつて、この際沖縄は、やはり米をむしろ自由化して、どこからでも買えるといふふうにするのが、消費者行政の観点からも非常に有意義なのじやないかと思ひます。食糧庁、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(山田雄雄君) お答え申し上げます。先生のかねてからのいろいろと御意見のほどは私も承つておるところでございますが、今回沖縄におきまして食糧制度を適用していただく、このように法律案でもお願いしてゐるところでございます。その理由につきましては、先ほど申し上げましたように、本土復帰の時点におきましては、沖縄の米麦の価格水準なりまた流通体制等に本土と相当の懸隔がございましたし、それらにつきましまして、価格については今年の五月末までに一応本土と同じ水準に持つていくということでございます。また流通体制等につきましても、沖縄県内の流通関係の方々、それから県ともどもい

いと協議会等をつくって整備していただきまして、沖縄県の方からもやはり本土と同様な食糧法を適用してくれ、こういう御要請もございまして、私どもそれにおこたえず、現在いろいろと対応を考えておるような次第でございまして、御案内のように、沖縄におきまして、先生御指摘のようにこういった総消費量が七万二千トンであり、本土から七万トンを供給していただいておりますのも事実でございまして、従来はこれらのものにつきましては、沖縄の従来の価格形成等も踏まえまして、価格は一本の価格といましようか、政府米を持っておりまして七万トン部分も含めてございまして、それは一本の価格にいたしまして、それからその後最近の数年前におきましては、沖縄におきましては良質米が欲しいという御要請もございまして、私も本土の方から指定法人を通じて自主流通米を持っていて、あちらで売却していただいておりますという実態でございまして。

最近におきましては、食生活の多様化等もございまして、いろいろの種類の米が欲しいという御要請でございまして、今後食糧法を五月以降に適用させていただきます段階では銘柄間格差、まあ水準はすべて一定になるわけでございまして、その中で銘柄によりまして多少高いものもございまして、逆に低いものもある。水準はすべて平均的には一緒であろう。そういうことで多少銘柄も、いろいろの異なる種類の米が消費者の需要にこたえられるように今後は販売をさせていただこうと考えておるわけでございまして。既に沖縄県におかれましては、米穀流通適正化協議会等を開かれまして、この協議会の構成メンバーは、消費者の方々なり流通の方々なり学識経験者なり、また県等もお入りになって御検討になっておるわけでございます。そうしたところにおきましては十分消費者の御意見も反映されるわけでございましてけれども、先ほど申し上げましたような従来とは多少品ぞろえを、いろいろの品質のお米を売る

ようにという御希望もあるわけでございまして、そうしたいろいろの種類の米を売っていただく。

こういうふうなことに相なりますと、流通体制につきましては従来のようなことで自由に売っていただくといましようか、許可も何もなしにやうか、それとか消費者の信用なり消費者の利便といった面におきましてもいろいろと支障が出るのではないか、こういうことも考えまして、一応流通の段階につきましては、集荷業者につきましては、これは大体農協でございまして、農林水産大臣の指定ということにさせていただきますが、それから販売業者につきましては、卸、小売とも沖縄県知事の許可ということにさせていただきます。国及び県によりましてこの指導監督を徹底し、消費者にも十分利便を与え、かつ消費者にも御迷惑のからないように指導もしていかなければならぬ、このように考えておる次第でございまして。

○木本平八郎君 もちろんそういう御答弁だと思っております。しかし、要するに食糧法を適用するのだということが前提で、食糧法はもろろんそう考えておられるし、県の方もどうせ適用されると思うから、それに基づいていろいろ研究なさっているのだ、消費者として正直なところを言え、自由化してもらうて、カリフォルニア米であろうがタイ米であろうが、あるいはコシヒカリが食べたいればコシヒカリというふうなことで選択できるというのが本場の消費者の立場だと思うのです。したがって、この議論は今後とも別の場でやっていきますけれども、きょうはちよつと時間がないので、簡単に私の考えを申し上げます。食糧法というのは、この皆さんの中にもいろいろ反対があるかもしれないけれども、私はこれこれは時間の問題だと思つておるわけですね。こういう無理を、戦後四十年、戦前からすけれども、続けていく時代はもう持ちこたえられないのじやないかと私は思ふのです。

したがって、この際、その移行のトライアルとして沖縄というのは非常に今いい条件にあるので、まずここで食糧法の適用を外して自由化してみても、全量でも七万二千トンですから、そういうことでやっぱトライアルをやってみられる必要があるのじやないかということが一つ。

それからもう一つは、これは今、上の商工委員会でもやわんややつておりますけれども、きょうの半導体の問題にしても保護法案が相当厳しくやつてきている。私は、外圧というのは非常に嫌いなのですけれども、外圧という点から考えても、ちよつと食糧法はもう持ち切れないのじやないかと思つておるわけですね。しかも、今やわんややつておるという状況からいって、私は沖縄ぐらゐ、今のところとらええず自由化したということであれば、これは一つのガス抜きになるのじやないかと思ふのです。このまま頑張つてしまつてもあつて、ここで一つ提案したわけですね。ぜひその辺、大体的見地から御検討いただきたい。これは答弁要りませんから、要望だけいたしまして、次の問題に移りたいと思ふのです。

次の問題は、先ほど文化と言いましたけれども、実は私は結論からいって、沖縄というのは非常に敬老精神が進んでいるというのか、それどころか、長生きなですね。例えば統計もありまけれども、百歳以上の人口というのは、これは人数からいえばそれは東京なんかの方が人口が多いですけれども、十万人当たりにしますと、全国平均が一・五三人、それに対して沖縄は約五倍の七・一五人なのですね。これはどうして長生きかというの、それは気候とか食べ物とかいろいろなことがあるかと思ふのです。しかし私は、あえてこじつけにやるかもしれないけれども、これはやはり敬老精神が非常に充実している風土だからじやないかという気がするわけですね。

とか社会政策とかそういうものが必要なのですけれども、その基本には老人を大事にする、老人を敬うということがなきやいかぬじやないかという気がするのです。それで私、実は沖縄に行つたときに感じたのは、沖縄のお年寄りが非常に柔らかない顔をなさつておるということです。

これはあるいは、アイヌ問題とまた同じような舌禍を起すかもしれないけれども、沖縄の方というのはどちらかというところ影が深い。それで内実とは違つて表面上非常に厳しいような風貌をなさつておるのです。ところが、お年寄りになりますと極めて柔和な顔をなさつておるという私は感じを受けたわけですね。これはそのときは余りどうしてか深く考えなかつたのですけれども、ある人から聞きまして、韓国とか台湾の方々もお年寄りの方は非常にいい顔をなさつておるようです。その辺に共通しているのがやはりその一つの敬老精神なのです。韓国、台湾の場合は儒教のなにかがあるでしょうね。日本も戦前は忠孝といつて、親孝行とか非常に年寄りを大事にするという風潮があつたのですけれども、戦後はプラグマティズムとか経済性優先というのか、そういうところから余り老人を大事にしなくなつてしまつた。

それで、そういう点で、もう少しあるのですが、時間がないのですから結論だけ申し上げますけれども、これからの日本にとつてこういう敬老精神を敷衍させていくことが非常に重要なことになりないう。したがって結論的に、せつかく沖縄にそういう祖先崇拜というのですか、敬老精神が非常に旺盛だということがたまたま残つておるわけですから、これを何かリーダーというのか、てこにして、全国的にこういう一つの新しい道徳をつくり上げることができないのぢやないかと思ふのです。これは私は、経済的に格差を詰めていくというのも非常に大事なことですね。大事なことですけれども、文化の面ではある意味では沖縄が一番ハイレベルにあるというふうにも見られるので、沖縄の地位を上げるためにもこの点をみんなで強調

して、そして何かリーダーに持つていけないかと思ふのです。具体的に私もちよつとアイデアはないのですけれども、そういう点をぜひ、これは開発庁に先頭に立つてもらふというのがいいのかどうかわかりません。まだ一つの意見の段階なのです。こういう考え方について、難しいのですけれども、大臣、御所見を承りたいと思ふのです。

○国務大臣(綿貫民輔君) 沖縄の開発振興につきましても、沖縄の特性をまず考え、皆藤方から御指摘をいただいております。確かに亜熱帯性の気候とか海洋性の条件とかあるいは文化、またいろいろ海外との接点というような地理的な問題、いろいろございまして。ただいま御指摘のような長寿ということについても、沖縄は大変大きな特色があるというふうにも承知をいたしておるわけでございまして、精神面も入れてということでございまして。沖縄の今後開発を図るために長寿村というものをつくつたらどうか、長寿の島としてPRしたかどうかという御意見も聞いておるわけでございまして、ただいまの御意見も非常に貴重な御意見として受けとめさせていただきますと考えております。

○木本平八郎君 時間が参りましたが、そういう面でもこの経済問題というのは非常に重要だと思ひますし、今後とも我々やっていかなければいかぬわけですから、同時にそういう文化的な面を強調して、沖縄の方々にもぜひ元氣を持っていたらいい、我々はある意味じゃ日本が一番進んでいるのだとか、リーダーだという自信を持っていたことがまた必要なんじゃないかと思ひます。

ひとつ今後ともそういうことで御指導いただきたいということを御要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長(矢野俊比古君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(矢野俊比古君) 御異議ないと認めま

す。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(矢野俊比古君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、中村君から発言を求められておりますので、これを許します。中村君。

○中村哲君 私、ただいま可決されました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘、サラリーマン新党・参議院の会、各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県の特性にかんがみて次の諸点に配慮し、適切な施策を講ずべきである。

一、沖縄県の経済社会の実態に配慮し、第一次産業をはじめ各種産業の振興、高失業率の解消と雇用の安定、自由貿易地域の設置、社会資本の充実等に努め、県民生活の一層の向上を図ること。

二、食糧管理法の特例の廃止に当たっては、米穀流通過程の混乱を来さぬよう十分に配慮すること。

三、米軍施設・区域については、日米両国において返還合意のあったものについてその早期返還に努めるとともに、返還跡地の有効利用を図ること。

右決議する。
以上であります。

○委員長(矢野俊比古君) ただいま中村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(矢野俊比古君) 全会一致と認めます。よつて、中村君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、綿貫沖縄開発庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。綿貫沖縄開発庁長官。

○国務大臣(綿貫民輔君) ただいまは、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御可決を賜りまことにありがとうございます。

附帯決議につきましては、十分その趣旨を尊重してまいり所存でございます。

○委員長(矢野俊比古君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢野俊比古君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時五十一分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「十五年を二十年」に改め、同項第二号中「この法律の施行の日から起算して十五年以内」を「昭和六十二年十二月三十一日までの間に」に改め、同項第三号及び同条第三項中「十五年を二十年」に改める。

第八十二条、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第八十五条第一項中「十五年」を「二十年」に改める。

第一百条の前の見出しを削り、同条から第一百六条までを次のように改める。

第一百条から第一百六条まで 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一百条の前の見出しを削る改正規定及び同条から第一百六条までの改正規定並びに次項から附則第八項までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(食糧管理法の適用に伴う経過措置)

2 この法律の施行により沖縄県の区域について適用されることとなる食糧管理法(昭和十七年法律第四十号。以下「法」という。)第三条の規定は、昭和六十二年産の沖縄産米穀から適用し、昭和六十二年産の沖縄産米穀については、なお従前の例による。

3 この法律の施行により沖縄県の区域について適用されることとなる法第四条ノ二の規定は、昭和六十二年産の沖縄産米穀から適用し、昭和六十二年産の沖縄産米穀については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に定める規定(以下「食糧管理法関係改正規定」という。)の施行の際現に沖縄県の区域において米穀の集荷の業務(法第八条ノ二第一項の米穀の集荷の業務をいう。次項において同じ。)を行つてゐる者は、食糧管理

法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ二第一項の指定を受けず、沖縄県の区域内に限り、その業務を行うことができる。その者がその期間内に当該指定の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し指定をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5 前項の規定により米穀の集荷の業務を行うことができる場合には、その者を法第八条ノ二第三項の集荷業者とみなして、法第三条第一項の規定を適用する。

6 食糧管理法関係改正規定の施行の際現に沖縄県の区域において米穀の卸売の業務又は小売の業務を行つてゐる者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ三第一項の許可を受けず、沖縄県の区域内に限り、その業務を行うことができる。これらの者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

7 食糧管理法関係改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 附則第二項から前項までに規定するもののほか、食糧管理法関係改正規定の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十三日)

一、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

第百七回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤 正

八 一 終わり
五十四 六十二年 六十二年度